

記帳継続指導 要項

豊田商工会議所

1 目的

小規模事業者が正しい記帳、決算、申告等に係わる知識、及び諸手続等の実務について習熟するために、記帳から申告までの一貫した指導を行うことを目的とする。

2 指導対象者

現在税理士等の記帳指導を受けていない小規模事業者で、自主記帳を希望する者。

3 指導内容

豊田商工会議所は、本所・上郷支所・高岡支所・猿投支所・松平支所において月々の記帳の仕方から決算、確定申告までの指導を行う(個人番号関係事務を含む)。

4 指導期間

①記帳継続指導（手書きの帳簿による指導・自主会計ソフトによる指導）

2年を限度とする。

ただし、自主記帳が困難と認められる場合は1年に限り延長することができる。

②記帳機械化指導（パソコン会計による指導）

2年を限度とする。ただし期間を定めず、更新することができる。

5 指導申込書

①申込書は毎年提出のこと。

②申込者は、月ごとに取引した帳簿類を翌月中までに指導担当者に提出のこと。

（この場合、予約制を基本とし指導担当者と事前日程調整が必要です。）

翌月中までに提出がない場合は、指導を打ち切り指導料もお返しすることができません。

6 指導料

①記帳継続指導 65,000円（年額）

記帳機械化指導 65,000円（年額）

②納入方法は口座振替による年2回の分割納入を原則とする。

振替日は6月20日（35,000円）および11月20日（30,000円）。

（ただし金融機関休業日の場合は翌営業日とする。）

6月に口座振替による納入ができなかった場合は、11月に年額を振替とする。

11月に納入ができなかった場合のみ、すみやかに指定口座に振込にて納入する。

③年度中途指導の場合も年間手数料をいただきます。

7 指導担当者

専門指導員（顧問税理士） 記帳専任職員 記帳指導職員 記帳指導員

8 申込み場所

豊田商工会議所

本所	豊田市小坂本町1-25	TEL 32-4593
上郷支所	〃 上郷町5-3-1	TEL 21-0019
高岡支所	〃 若林西町西山18	TEL 52-3047
猿投支所	〃 四郷町東畑70-1	TEL 45-1212
松平支所	〃 九久平町築場38-5	TEL 58-0025